

# 高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科教授会規則

平成16年4月1日  
規則第332号

最終改正 平成20年3月26日規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学大学院学則の規定に基づき、高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究科教授会は、研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(審議事項)

第3条 研究科教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員の人事に関する事項
- (2) 研究科担当教員に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、転学、留学、除籍及び賞罰に関する事項
- (6) 入学者の選抜に関する事項
- (7) 課程の修了及び学位に関する事項
- (8) 規則の制定及び改廃に関する事項
- (9) その他研究科の運営に関する重要事項

(招集及び議長)

第4条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、副研究科長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 研究科教授会は、構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3条第1号、第5号及び第7号に掲げる事項については、出席者の3分の2以上の議決がなければならない。

3 海外渡航中の者及び休職中の者並びに1月以上の長期出張中の者及び病気休暇中の者は、前2項の構成員から除くものとする。

(構成員以外の者の出席)

第6条 研究科長は、必要があると認めたときは、研究科教授会の承認を得て構成員以外の者を研究科教授会に出席させることができる。

(事務)

第7条 研究科教授会の事務は、学務部物部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月4日規則第92号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。